

高浜市認知症対応型共同生活介護
事業者募集要項

令和4年9月

高浜市

1 要項の趣旨

第8期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、地域密着型サービスの整備を進めるため「認知症対応型共同生活介護」の事業者の募集に関して必要な事項を定める。

2 公募概要

(1) 公募の内容

令和5年度末までに整備を完了し、開設する認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の設置運営を行う法人を募集する。定員及び併設事業所については以下のとおりとする。

ア 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

2ユニット 定員18人 1か所（地区の指定はしない）

イ 計画上に位置付けのない併設事業所は任意とする。

(2) 募集方法

公募により法人を募集する。

(3) スケジュール概要（公募から事業者決定までの流れ）

ア 質疑の受付 令和4年9月2日（金）から10月14日（金）まで

イ 質疑の回答 質疑の受付期間で随時（質疑受付後、1週間程度を要する）

ウ 事前協議書の提出 令和4年9月2日（金）から10月14日（金）まで

エ 申請の受付 令和4年10月24日（月）から11月25日（金）まで

オ 応募者ヒアリング 令和4年12月中旬（予定）

カ 事業者の決定 令和5年2月（予定）

3 応募資格

応募資格者は、次に掲げる応募資格及び応募要件を全て満たす法人とする。

(1) 応募資格

ア 法人格を有する者とする。なお、法人種別（営利法人・社会福祉法人・医療法人など）は問わない。

イ 応募時において法人格を持たない者が応募することは可能であるが、指定申請までに法人格を取得していることが条件となるため、法人設立認可までの具体的なスケジュール、法的根拠等を示すこと。

(2) 応募要件

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項、第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。

イ 「高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年高浜市条例第29号）」及び「高浜市指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年高浜市条例第30号）」の基準を満たした整備を計画していること。

ウ 法人の役員（就任予定者含む）等が、「高浜市暴力団排除条例（平成24年高浜市条例第4号）」に規定する暴力団員等ではないこと。

エ 確実な事業及び運営を行うための十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。

オ 利用者は、原則、高浜市民に限定すること。

4 公募条件

公募にあたって、市は次に掲げる条件を付す。

(1) 土地

土地は、事業者の所有を原則とするが、借地も可とし、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 施設建設が可能な土地であること。

イ 借地の場合は、事業経営に必要な期間の借地権を設定し、登記すること。また、借地料は事業運営に支障が出ないよう適切な金額設定であること。

ウ 応募時において、自己所有または借地として確保されているか、確保できる見通しがあること。

エ 事業の継続性を確保するため、借地・借家の場合は事業所存続の支障となりうるような権利設定がないこと及び賃貸借契約期間が10年以上とすること。

オ 市街化調整区域の場合は、開発許可や建築許可、さらに農地の場合は農地転用許可の手続きが必要となる。また、都市計画や農業振興地域制度等によりそれぞれ根拠法令等から福祉施設等を整備することができない地域もある。そのため、市の公募であるという理由だけで市街化調整区域の農地転用等の各種許可が可能となるわけではないことに注意すること。

(2) 建設場所

ア 地区の指定はしないが、周辺の交通環境や地形において危険な場所がなく、安全を確保できる場所であること。

イ 自然災害発生時における安全確保のため、応募申請時における最新の高浜市洪水ハザードマップ、高浜市地震ハザードマップ及び高浜市津波ハザードマップを確認し、災害リスクが高いと見込まれる場所は極力避けること。

ウ 騒音、振動、悪臭、日照等の周辺環境が、入居者等の日常生活を健全に維持する上で、支障がないこと。

エ 事業運営に必要な面積を有するとともに、家族等の訪問者のための駐車場、災害時の避難空地等を考慮した入所者の処遇、健康及び防災上の適切な広さを確保すること。

オ 事業計画概要について、高浜市都市計画グループ、経済環境グループ等の関連部局及び明治用水土地改良区等に充分説明を行い、事前協議書の提出までに許可の見込を確認すること。また、説明及び確認を行った際は記録を残し、応募申請書類として提出すること。

(3) 建物

建物は、事業者の自己所有でも借家でも可とし、新設、既設を問わないが、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 入居定員 2ユニット 18人定員（ユニットあたりの定員は9人）。

イ 入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。

ウ 感染症予防に配慮した構造及び設備を有すること。

エ ガラス飛散防止、家具転倒防止など災害時の対応がとれたものであること。

オ ICT、介護ロボット等の活用等により、施設職員の働きやすさや生産性向上及び利用者の満足度向上を考慮したものであること。

カ 2階以上の階層にユニットを設ける場合は、エレベーターを設けること。

キ 現行法の耐震基準を満たしていること。

(4) その他の関係法令等の遵守

応募にあたって必要とされる関係法令、条例等を遵守すること。（社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法、高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等）

(5) その他の条件

ア 地元町内会等への説明について

応募に際しては、事前に施設整備予定地の地元町内会等に対して説明を行うこと。また、説明にあたっては、「高浜市の公募に応募し、整備計画が採択されなければ事業化しない。」旨を説明すること。

イ 介護サービス相談員の派遣について

高浜市では利用者と事業所の橋渡し役となる介護サービス相談員派遣事業を行っているため、施設開設後速やかに介護サービス相談員の訪問を受け入れること。

ウ 高浜市高齢者サービス調整会議への参加について

地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに保険者から介護保険事業者への指導・周知及び事業者間における情報交換の場として高浜市高齢者サービス調整会議を設けているので、参加すること。

エ 第三者評価について

事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスを向上させるとともに、評価を公表し利用者のサービス選択に資する情報を提供するための第三者評価を実施しているため受入れに協力すること。

オ その他の事項について

その他本要項に記載のない事項については、市との協議により決定するものとする。

5 助成

(1) 愛知県介護施設等整備事業費補助金

愛知県が実施する補助事業等を活用する予定である。ただし、現時点で補助の確約はないため、補助金が交付されない場合でも、事業が実施できるよう、借入先と十分に協議した上で資金計画を立てること。また、工事など開設までのスケジュールが制約されることがあるので、留意すること。なお、補助金交付申請時における愛知県の交付要綱による補助金額を基準額とし、高浜市の予算の範囲内で交付する。

(2) 土地購入費

事業者の取得とし、その経費に対する助成はしない。

(3) その他

事業を行うために締結する契約については、競争入札を取り入れる等、一定の要件及び手続きが必要となるので留意すること。

6 事業者の選定

(1) 選定方法

期間内に提出された応募申請書及び添付書類により、書類審査及び応募者へのヒアリングを行う。その後、高浜市認知症対応型共同生活介護サービス事業者選定委員会の審査結果に基づき、高浜市地域包括支援センター等運営協議会の審議を経て、市長が事業者を選定する。

(2) 選考基準

- ア 基本理念関係（運営方針、介護方針）
- イ 人員関係（人員配置・確保、資質向上策）
- ウ 施設・設備等関係（利用者配慮、危機管理体制）
- エ 運営関係（苦情解決、地域・医療機関との連携、利用者負担）
- オ その他（資金計画、事業収支計画）

(3) 審査方法

ア 書面審査

提出書類をもとに、応募法人の応募要件の適否や以下の事項を満たしているか等の書面審査を行う。

- (ア) 提出書類が全て提出されていること。
- (イ) 提出書類に必要事項が全て記載されていること。
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載等がないこと。
- (エ) 同一法人から複数の応募がないこと。

イ 面接審査

書面審査のうえ応募要件等が満たされている場合、以下のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングによる面接審査を行う。詳細な日程・場所・実施方法等は、決定次第、応募法人に対して別途通知する。

(ア) 実施時期 令和4年12月中旬(予定)

(イ) 実施場所 未定

(4) 選定結果

選定結果は、令和5年2月までに文書で通知する予定。(電話等の問い合わせには応じない。)なお、応募状況・決定法人名等は高浜市のホームページで公表する。

(5) その他

ア 書面審査及び面接審査の結果、各委員の合計点数の平均が、満点の6割に満たない場合、当該事業者は選外(不採択)とする。

イ 審査の結果、選定事業者なしとする場合がある。

ウ 事業者として決定した後、応募内容と実際の事業計画が異なる場合は、事業者の決定を取り消す場合がある。

エ 選定の結果に対する異議の申し立て等は受け付けない。

オ 提出書類に虚偽があった場合、本要項に違反し、または逸脱した場合、本市の許可なく事業計画を大幅に変更した場合、反社会的な事由やその他市民の疑惑や不信を招く行為をしたと市長が認める場合は選定を取り消すことがある。

カ 選定後に辞退する場合は、今後の公募に応募できないこととする。ただし、正当な理由による辞退の場合はこの限りではない。

キ 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害や、選定された事業計画に伴い生じた損失等について、市はその責任を負わない。

7 応募手続

(1) 事前協議書の提出

応募申請書を提出する前に事前協議書をFAXまたは電子メール等で高浜市福祉部介護障がいグループに提出すること。

事前協議書提出期間 令和4年9月2日(金)から10月14日(金)まで

(2) 応募申請書の提出

ア 提出書類

(ア) 応募申請書と添付書類は、別紙「提出書類一覧表」のとおりとし、提出部数は、正本1部、副本9部及び電子データ一式とする。

(イ) 提出書類一式は原則としてA4判とし、フラットファイル等を用いて綴ること。

(ウ) 正本及び副本には項目ごとにインデックスを付けること。

イ 提出期間

令和4年10月24日(月)から11月25日(金)まで(土日・祝日は除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

高浜市福祉部介護障がいグループ(いきいき広場内)

エ 提出方法

必ず電話で連絡のうえ、提出場所へ直接持参し、提出するものとする。

オ その他応募申請に関する事項

- (ア) 応募に関する費用は、全て応募法人の負担とする。
- (イ) 応募締切後において、提出書類の内容変更、追加及び再提出は、原則として認められない。そのため、受付期間の最終日の提出は、極力避けること。ただし、本市が必要と認める場合、追加書類の提出等を求めることがある。
- (ウ) 提出書類は、理由の如何に関わらず、返却しない。
- (エ) 応募の受付後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

(3) 募集要項に関する質疑及び回答

ア 質疑について

- (ア) 受付期間 令和4年9月2日（金）から10月14日（金）まで
- (イ) 受付方法
質問書（別紙様式）に質問内容を簡潔にまとめ入力し、電子メールに添付のうえ、介護障がいグループへ送信すること。
- (ウ) 留意事項
質疑は、原則として電子メールでのみ受付を行う。その他（電話・FAX等）の方法による質疑は、原則として受け付けない。

イ 回答について

質疑に対する回答は、質疑の受付後1週間程度で、高浜市のホームページに掲載することとし、質疑及び回答を行う都度、随時更新する。なお、回答については、本募集要項の追加または訂正とみなす。

8 その他

- (1) 本要項に掲げた日程、場所等は、やむを得ない事情により変更となる場合がある。
- (2) 本公募に関し、本市が提供する資料等は、応募に関する検討目的以外での使用及び提供を禁じる。
- (3) 事業者は、事業開始までの間、整備計画の進捗状況を定期的に（月1回程度）報告すること。
- (4) 指定申請時に、基準を満たしていない等の理由で指定認知症対応型共同生活介護事業者として指定しないことがある。

9 問い合わせ先

高浜市福祉部介護障がいグループ

〒444-1334 高浜市春日町五丁目165番地 いきいき広場内

TEL 0566-52-9871

FAX 0566-52-7918

電子メール kaigo@city.takahama.lg.jp

応募申請に係る提出書類一覧表

区分	親番	小番	書類名称	法人区分		指定 様式
				既設	新設	
申請 書類	1	①	事業者応募申請書	○	○	様式1
		②	開設提案書	○	○	様式2
法人 概要	2	①	法人の定款	○	—	任意
		②	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） （申請日前3か月以内に発行されたもの）	○	—	任意
		③	法人概要（事業概要、事業実績、法人役員等の略歴、現在運営中の介護関連事業の資料等）	○	—	任意
		④	管理者予定者の履歴書	○	○	任意
		⑤	法人設立までの見込み	—	○	任意
開設 予定地 計画	3	①	用地関係調書	○	○	様式3
		②	建設予定地の土地登記簿謄本（全部事項証明書）	○	○	任意
		③	位置図（都市計画図 1/5000）	○	○	任意
		④	土地売買承諾書（用地購入の場合）	△	△	任意
		⑤	土地賃貸借承諾書及び貸借権登記誓約書（用地を借地する場合）	△	△	任意
施設 整備 概要	4	①	施設整備概要	○	○	様式4
		②	配置図（1/500）※	○	○	任意
		③	立面図（4面以上、1/200）※	○	○	任意
		④	各階平面図（1/200）※	○	○	任意
		⑤	部屋別等面積表（各階ごと）	○	○	任意
		⑥	開設予定地の現況写真（6方向以上）	○	○	任意
		⑦	施設整備スケジュール（事前準備から開設まで）	○	○	任意
		⑧	市建築担当・農地担当・その他関連部局との打合せ記録	○	○	様式5
事業 運営	5	①	勤務形態一覧表	○	○	任意
		②	実地指導における「改善指示事項」及び「改善状況報告」が確認できる書類の写し	○	—	任意
資金 計画	6	①	資金計画書	○	○	様式6
		②	借入金償還計画表	△	△	任意
		③	法人決算書（過去3年分）	○	—	任意
		④	事業収支計画表（開設後3年間）	○	○	様式7
		⑤	食費・居住費算出根拠	○	○	任意

○・・・提出必要書類 △・・・該当する場合の提出書類

※図面の大きさはA4またはA3サイズとします。また、これらの詳細を示す図面として別縮尺の図面を添付することは妨げません。